

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部運営諮問会議規則

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第9条第3項及び東京大学教養学部組織規則第7条第3項に基づき、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部運営諮問会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項について定める。

(任務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、研究科長・学部長（以下「研究科長」という。）の諮問に応じて審議し、必要に応じて研究科長に対して助言又は勧告を行う。

- (1) 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部（以下「研究科」という。）の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- (2) 研究科等の教育研究活動等の状況について研究科が行う評価に関する重要事項
- (3) その他研究科の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 会議は、議長及び委員若干名をもって組織する。

(議長)

第4条 議長は、委員の互選により研究科長が委嘱する。

- 2 議長は、会議を招集し、会務を総括する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員)

第5条 研究科長は、東京大学の職員以外の者で高い識見を有する者の内から、委員を選考するものとする。

(任期)

第6条 議長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、事務部総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続きその他運営に関し必要な事項は別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。